

町田市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 8 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項の規定に基づき、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条第2項の規定により町田市が設置する食品衛生検査施設（以下「検査施設」という。）の設備及び職員の配置の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 検査施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。ただし、これらの設備の一部について、これを設けることと同等の効果を有すると認められる措置を市長が講ずるときは、この限りでない。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。ただし、これらの機械及び器具の一部について、これを備えることと同等の効果を有すると認められる措置を市長が講ずるときは、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第3条 検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。